

事業群評価調書（令和7年度実施）

基 本 戰 略 名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	事業群①：警察本部 生活安全企画課	①：朝末 英一
			事業群④：警察本部 組織犯罪対策課	④：吹田 守孝
施 策 名	1 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	事業群関係課(室)	事業群⑤：警察本部 サイバー犯罪対策課	⑤：奥野 春夫
			交通・地域安全課、薬務行政室	
事 業 群 名	① 安全・安心を実感できる社会づくりの推進	令和6年度事業費(千円) ※下記「2. 令和6年度取組実績」の事業費(R6実績)の合計額		
	④ 組織犯罪対策の推進	84,260	59,210	
⑤ サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進				14,872

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文)	(取組項目)
<p>①県民や観光客が安心を実感できる社会づくりを推進するため、県民、事業者、行政等が協働して自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図るとともに、防犯カメラの効果的活用などにより、犯罪の被害に遭いにくい環境を整備します。</p> <p>④安全で安心な県民生活を確保するため、暴力団等による犯罪、薬物・銃器に関する犯罪及び来日外国人組織による犯罪を徹底検挙するとともに、官民一体となった活動により暴力団の排除及び犯罪の未然防止に取り組みます。</p> <p>⑤社会全体のサイバーセキュリティ意識を高揚させるため、サイバーセキュリティボランティア活動などを活用した情報発信活動を推進します。また、深刻化するサイバー空間の脅威に対処するため、高度な情報通信技術を有する産業界・学術機関と連携した人材育成・情報共有などにより、サイバー犯罪への対処能力の強化を図ります。</p>	<p>i) 広報啓発・防犯カメラの効果的活用等による子供・女性・高齢者等を守る総合的な犯罪予防対策の推進(事業群①)</p> <p>ii) 自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化対策の推進(事業群①)</p> <p>iii) 犯罪被害者等に対する支援の充実(事業群①)</p> <p>iv) 暴力団総合対策(事業群④)</p> <p>v) 来日外国人犯罪対策(事業群④)</p> <p>vi) 薬物銃器犯罪対策(事業群④)</p> <p>vii) サイバーセキュリティ意識の高揚に向けた情報発信及び広報啓発活動の推進(事業群⑤)</p>

事業群	指 標	基 準 年	R3	R4	R5	R6	R7	最 終 目 標 (年 度)	(進捗状況の分析)
		目標値①	3,500件以上	3,500件以上	3,500件以上	3,500件以上	3,500件以上	3,500件以上(毎年)	
①安全・安心に関する情報発信数	実績値②	2,892件(H29～R1年平均)	3,561件	3,587件	3,325件	3,873件		進捗状況	<p>【①安全・安心に関する情報発信数】</p> <p>犯罪情勢に応じて、テレビ、新聞、メール配信サービス、SNS、ファックスネットワークなどのあらゆる媒体を通じた情報発信に努めた結果、令和6年度には目標を達成することができた。</p> <p>従来のニセ電話詐欺に加え、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が本県でも拡大している状況を受け、被害防止に関する情報発信に努めたこと、また、全国的に社会問題となつたいわゆる「闇バイト」に関する注意喚起など、全世代に向けた情報発信に努めたことが達成要因と考える。</p>
	達成率②/①		100%	100%	95%	100%		順調	
	指 標	基 準 年	R3	R4	R5	R6	R7	最 終 目 標 (年 度)	
④暴力団勢力数	目標値①	H28～R2年の平均値(約220人)を下回る	H29～R3の平均値(約190人)を下回る	H30～R4の平均値(約160人)を下回る	R5～R6の平均値(約140人)を下回る	R2～R6の年平均値(約120人)を下回る	R2～R6の平均値を下回る(R7年)	進捗状況	<p>【④暴力団勢力数】</p> <p>行政機関・各企業に対する不当要求防止責任者講習を含めた講習の実施による暴力団排除の意識の高まり、官民一体となった暴力団排除活動の実施、県民からの相談・情報を端緒とした暴力団員の検挙により、暴力団組員の組織離脱が進んでおり、その成果として暴力団勢力数にあっても順調に減少傾向で推移している。</p>
	実績値②	約260人(H27～R1年平均)	約130人	約110人	約100人	約100人		進捗状況	
	達成率②/①		100%	100%	100%	100%		順調	
⑤サイバーセキュリティ講話の受講者数	指 標	基 準 年	R3	R4	R5	R6	R7	最 終 目 標 (年 度)	<p>【⑤サイバーセキュリティ講話の受講者数】</p> <p>サイバー空間の安全を確保するため、積極的に県下各地において地域住民や事業者に対してサイバー犯罪の現状や対処法等の講話を実施するとともに、産学官の機関・団体やサイバー防犯ボランティア等と連携した広報啓発活動に取り組んだ結果、目標値を達成することができた。</p>
	目標値①		13,000人以上	13,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上(毎年)	
	実績値②	12,599人(H29～R1年平均)	15,011人	22,642人	39,274人	38,794人		進捗状況	
	達成率②/①		100%	100%	100%	100%		順調	

2. 令和6年度取組実績（令和7年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円）			事業概要 （令和6年度事業内容及び実施状況 (令和7年度新規・補正事業は事業内容)	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	令和6年度事業の成果等			
				R5実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		R5目標	R5実績	達成率		
				R6実績				R6目標	R6実績			
				R7計画				R7目標				
事業実施の根拠法令等				事業対象								
取組項目 i ii	○	1	地域安全活動推進事業	22,154	15,082	163,137	<p>●事業内容 犯罪の起きにくいまちづくりを実現するため、県民の犯罪に対する抵抗力の強化、防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化を図り、特に惠賜巧妙化している二セ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等防止対策を推進</p> <p>●実施状況 防犯講習会、防犯教室、キャンペーン等の実施により、幅広い世代の自主防犯意識の高揚を図り、ボランティア団体や自治会、事業所等と連携し、自主防犯活動の活性化を図った。また、街頭防犯力マラの運用、二セ電話詐欺被害防止のためのコールセンター事業やSNS等の広告事業を活用した広報啓発活動を推進した。</p>	【活動指標】 防犯講習会、防犯教室の回数（回）	1,850	2,207	119%	<p>●事業の成果 ・地域住民等が開催する防犯講習会や学校における防犯教室等において積極的に講話等を実施した。またボランティア団体と連携したキャンペーン・防犯診断等にも精力的に取り組み、多くの県民の防犯意識を高めることができた。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・防犯講習会や自主防犯活動等を通じて、報発信の場が拡大されたことや、SNS等の広告事業の活用により、防犯情報の効果的な発信が可能となり、安全・安心を実感できる社会づくりの推進に寄与した。</p>
				21,062	14,840	167,140		2,000	1,967	98%		
				28,146	18,615	170,164		2,000				
			警察法第2条				【成果指標】 防犯診断等自主防犯活動の実施（回）	500	559	111%		
								500	502	100%		
			生活安全企画課	○	—	—		500				
取組項目 i	○	2	少年非行防止対策事業	41,257	36,582	706,160	<p>●事業内容 少年非行を防止するため、非行防止教室等の非行防止活動を行う。</p> <p>●実施状況 少年サポートセンターの少年育成官とスクールサポーターが中心となって、児童・生徒に対する非行防止教室を行い、少年の規範意識醸成を図った。</p> <p>また、非行に走るおそれ等の問題を抱えた少年に対する面接、学習支援、農業体験等の継続的な支援を推進した。</p>	【活動指標】 非行防止教室の実施回数（回）	400	405	101%	<p>●事業の成果 ・活動指標である非行防止教室の実施回数は、学校からの依頼数の減少により、目標を下回った。</p> <p>・少年の規範意識の低下等を背景とする万引きなどの初発型非行の増加により、成果目標未達成となった。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・目標は未達成であるが、少年に対する各種非行防止活動の実施により、犯罪の起きにくい社会づくりに寄与した。</p>
				48,039	43,130	663,044		450	345	76%		
				52,881	47,876	657,813		400				
			警察法第2条				【成果指標】 非行少年の人数（人）	126	191	65%		
								190	226	84%		
			生活安全企画課	○	—	—		225				
取組項目 ii	○	3	防犯まちづくり推進事業	2,146	2,146	7,659	<p>●事業内容 犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指して、県民（自治会、老人会等）に自主防犯活動に取り組んでもらう「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」への参加を推進。</p> <p>●実施状況 宣言団体等への活動支援として、防犯グッズの提供や防犯情報・活動事例に係る情報発信を行うとともに、防犯研修会を開催した。</p>	【活動指標】 安全・安心まちづくり宣言団体数（団体）	370	371	100%	<p>●事業の成果 ・活動支援を行うとともに、日常生活を通じた「ながら見守り」の推進により、宣言団体が活動に取り組みやすくなった結果、成果目標を達成し、地域の防犯活動の活性化に寄与した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・県民（自治会・老人会等）の自主防犯意識向上させ、自主防犯活動を活性化させたことにより、安全・安心を実感できる社会づくりに寄与した。</p>
				1,967	1,967	7,884		400	410	102%		
				2,384	2,384	7,878		430				
			長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例 R3-7				【成果指標】 安心まちづくり宣言活動結果件数（件）	310	318	102%		
								320	352	110%		
			交通・地域安全課	—	—	—		350				
取組項目 iii	○	4	犯罪被害者等支援対策事業費				<p>●事業内容 誰もが安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため、犯罪被害者等支援に係る相談体制を整えるとともに、男性被害にも目を向いた幅広い広報啓発活動を実施。</p> <p>●実施状況 啓発チラシ配付など犯罪被害者等支援の相談窓口について広報活動を行うとともに、関係機関と連携のうえ講演会を開催して犯罪被害者等が置かれている状況を広く周知した。</p>	【活動指標】 県民への広報・意識啓発活動件数（人）	75,000	75,563	100%	<p>●事業の成果 ・SNS窓口を含む相談窓口周知カード等の配付による広報啓発に加え、相談対応の24時間化などの相談対応の充実により、相談対応件数も大幅増となり、成果目標を達成した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・県民の理解の増進に資する広報活動を行うとともに、相談に適切に対応するための体制を整え、安全・安心を実感できる社会づくりに寄与した。</p>
				13,192	8,815	7,884		75,000				
				13,336	8,553	7,878						
			長崎県犯罪被害者等支援条例 R6-8				【成果指標】 「サポートながさき」で受理した相談対応件数（件）	510	773	151%		
								665				
			交通・地域安全課	—	—	—						

取組項目 IV	○ 5	暴力団総合対策の推進事業	30,627	20,526	295,638	<p>●事業内容 暴力団総合対策を推進するため、暴力団構成員等の検挙活動、不当要求防止研修会等の開催、官民一体となった各種暴力団排除活動の実施など事業者・被害者等への適切な支援を実施。</p> <p>●実施状況 暴力団組員等を20人検挙したほか、企業・行政機関を対象とした不当要求防止責任者講習等の研修を通じて約2,750人に対し、対応要領の講話を実施したほか、関係機関・団体と連携した暴力団排除活動、被害者等への適切な支援を実施した。</p>	【活動指標】 不当要求防止研修会等受講者数（人）	2,200	2,700	122%	<p>●事業の成果 ・企業・行政機関からの要請のほか、あらゆる機会を通じた講話を実施した結果、不当要求防止研修会等の受講者数は目標を達成したが、暴力団員の検挙数については、資金獲得活動の多様化・巧妙化や組織変態の不透明化等の影響により、目標達成に至らなかった。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・成果指標は目標に届かなかったが、暴力団勢力数は増加することなく推移しており、組織犯罪対策の推進に一定程度寄与した。</p>
			30,924	21,004	302,745		2,400	2,750	114%		
			31,732	21,642	302,515		2,500				
			警察法第2条				【成果指標】 暴力団勢力数の3分の1の検挙数（当該年の検挙数）	33	29	87%	
			—					33	20	60%	
		組織犯罪対策課	○	—	—		33				
取組項目 V	○ 6	来日外国人犯罪対策の推進事業	8,184	4,520	121,779	<p>●事業内容 来日外国人犯罪対策をするため、各種研修会等を実施。</p> <p>●実施状況 来日外国人の犯罪被害防止等を目的として、外国人労働者（技能実習生等）や留学生を対象とした講習会及び受入企業・教育機関に対する広報啓発活動を実施した。また、外国人による犯罪の取締りを実施するとともに、来日外国人犯罪の検査能力向上を目的とした教養や語学研修会を実施した。</p>	【活動指標】 各種会議・研修会の開催数（回）	210	233	110%	<p>●事業の成果 ・外国人労働者や留学生等に対する広報啓発活動等を実施した結果、目標に僅かに届かなかったものの達成率は99%であった。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・活動指標は僅かに目標に届かなかったが、成果指標は検挙件数及び検挙人員ともに増加し、組織犯罪対策の推進に寄与した。</p>
			8,869	4,942	113,529		210	208	99%		
			9,078	5,076	113,138		210				
			警察法2条				【成果指標】 来日外国人犯罪検挙数（件・人）	数値目標なし	27件20人	—	
			—					数値目標なし	41件31人	—	
		組織犯罪対策課	○	—	—		数値目標なし				
取組項目 VI	○ 7	薬物・銃器対策推進事業	8,722	4,818	243,557	<p>●事業内容 薬物・銃器対策を推進するため、広報啓発活動の推進と徹底した取締りを実施。</p> <p>●実施状況 関係機関と連携したキャンペーン等を開催し、県民に対してパンフレット等を配布するなどして違法薬物の乱用防止、銃器根絶等に対する理解と協力を求める広報啓発活動を推進した。また、潜在化する薬物・銃器事犯に対して、県民からの薬物情報の提供を受けての取締りや県民の捜査への積極的な協力、追跡捜査等による薬物入手ルートの解明等、県民一体となった取組を推進したほか、部内教養を徹底し捜査員の能力向上を図った。</p>	【活動指標】 キャンペーンの回数（回）	2	2	100%	<p>●事業の成果 ・関係機関と連携したキャンペーン等の開催や県警ホームページ等による広報活動を継続的に実施した結果、県民からの情報提供により薬物事犯の検挙につながった。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・効果的な広報活動の実施と徹底した取締りにより、前年以上の薬物事犯被疑者を検挙するに至り、組織犯罪対策の推進に寄与した。</p>
			8,696	4,845	242,827		2	3	150%		
			9,164	5,125	234,764		2				
			警察法2条				【成果指標】 薬物事犯検挙人員（人）	数値目標なし	44	—	
			—					数値目標なし	49	—	
		組織犯罪対策課	○	—	—		数値目標なし				
取組項目 VI	○ 8	薬物乱用対策費	10,256	10,256	6,127	<p>●事業内容 薬物乱用による危害を広く県民に周知するため、学校における薬物乱用防止教室をはじめ、各種広報啓発活動を実施。</p> <p>●実施状況 ・小中高等学校等における薬物乱用防止教室実施。 ・各種キャンペーンにおける啓発用チラシ等の資材配布や、媒体を活用した広報啓発活動を実施した。</p>	【活動指標】 薬物乱用防止教室等の開催回数（回）	200	240	120%	<p>●事業の成果 ・大麻事犯に係る未成年者の検挙者が1人確認されたが、学校における薬物乱用防止教室を始め、各種啓発活動を行うことにより、薬物乱用による健康被害や事件・事故、社会への悪影響等知識の普及に一定の効果をもたらしている。</p>
			10,721	10,421	6,307		200	237	118%		
			10,698	10,398	6,302		200				
			—			【成果指標】 未成年者の薬物検挙者数（人）	0	3	0%		
		S48-					0	1	0%		
		薬務行政室	—	—	—		0				

取組項目 vii	○ 9	サイバー犯罪対策推進事業	14,497	8,008	176,157	<p>●事業内容 安全で安心なサイバー空間を確保するため、産学官の機関・団体やサイバー防犯ボランティアと連携した広報啓発活動を推進するなど、県民のサイバーセキュリティに対する意識向上を図るとともに、捜査員の育成などサイバー犯罪に対する対処能力向上を推進。</p> <p>●実施状況 サイバー空間における犯罪被害防止に資する情報を発信したほか、サイバーセキュリティボランティアへの新規参加を働き掛けるとともに、産学官の機関・団体と連携した講習や広報啓発活動を実施した。また、研修等を実施して捜査員の育成を図るとともに、全国の都道府県警察と連携したサイバー犯罪捜査を推進した。</p>	【活動指標】 サイバーセキュリティボランティア団体への講習実施回数(回)	11	11	100%	●事業の成果 ・サイバーセキュリティボランティアへの新規参加校を獲得するとともに、サイバーセキュリティ講話を始めとした広報啓発活動に取り組んだほか、県民・事業者から寄せられた相談等に基づく捜査を推進し、安全で安心して利用できるサイバー空間の環境づくりに寄与した。
			14,872	8,287	212,868	11	12	109%			
			41,058	12,194	224,523	12					
		警察法第2条 H12- サイバー犯罪対策課				【成果指標】 サイバーセキュリティボランティアによる講話実施回数(回)	27	40	148%	●事業群の目標達成への寄与 ・産学官の機関・団体やサイバーセキュリティボランティアとの連携を強化したことにより、県内各地で講話活動が活発に行われ、サイバー空間の安全確保に寄与した。	
							31	40	129%		
			○	—	—		36				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 広報啓発・防犯カメラの効果的活用等による女性・高齢者を守る総合的な犯罪予防対策の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

ニセ電話詐欺の対策のためのコールセンター事業やSNS等の広告事業を活用した広報啓発活動の推進、女性・子供を対象とする犯罪被害防止のための安心メール・キャッチくんによる情報発信、犯罪抑止効果の高い街頭防犯カメラ事業などにより、全国でもトップレベルの治安水準を維持しているが、現在、刑法犯認知件数が増加傾向にあることやSNSを悪用した新しい手口の詐欺被害の急増などの新たな課題が生じている。

少年非行防止対策事業に関しては、近年、非行少年が増加傾向にあることから、非行防止教室や、非行に走るおそれのある少年に対する継続的な支援などを推進して少年の規範意識向上を図っていく必要がある。また、全国的に、犯罪実行者募集情報に応募する少年が検挙されていることや、SNSに起因する犯罪の被害に遭った児童数が高水準で推移していること、少年による大麻事件の検挙が続き、違法薬物の乱用が問題となっており、本県においてもこれらの拡大防止を図る必要がある。

ii 自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化対策の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

県民（自治会、老人会等）に対する自主防犯活動の呼び掛けを計画的に行うとともに、優秀団体の表彰によって意欲の増進を図り、「犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」事業において、自主防犯活動に取り組む宣言団体は増加したが、参加意思を示している自治会、老人会の中にはいまだに活動が低調などころもあるため、宣言団体の活動を活性化するとともに、更なる活動拡大に向けて、一層の自主防犯活動への参加促進を図る必要がある。

iii 犯罪被害者等に対する支援の充実

●実績の検証及び解決すべき課題

性暴力被害支援に関しては、啓発チラシ配付など犯罪被害者等支援の相談窓口について広報活動を行った結果、相談対応件数が増加しており、被害の潜在化防止に寄与している。

犯罪被害者支援において、令和6年7月の警察庁通知（技術的助言）により「地方における途切れない支援の提供体制の強化」が求められており、県として多機関ワンストップサービス体制の構築を図る必要がある。

iv 暴力団総合対策

●実績の検証及び解決すべき課題

暴力団排除のための不当要求防止責任者講習等研修会については、受講者数は目標を達成したものの、暴力団の検挙については20名（目標達成率60%）の検挙で目標に届かなかった。暴力団組織は、社会情勢の変化に応じて資金獲得活動を多様化・巧妙化させるとともに、組織実態を不透明化させている。また、暴力団関連事業については、報復を恐れて被害の相談や申告をためらい、潜在化する傾向にあることから、潜在化している事件をいかに掘り起こして検挙していくかが課題である。

●課題解決に向けた方向性

現在の地域安全活動推進事業を基本として、犯罪情勢に応じた諸対策を推進する。特に街頭防犯カメラ事業については情勢に応じた設置状況の見直しやSNSを悪用した詐欺事件の広報・注意喚起について動画サイトやSNSの広告事業拡充するなど、事業の内容の見直しを図る。

非行防止対策については、学校における非行防止教室の講話内容に関して事前に協議を行い、全国的に問題となっている事案や学校側の要望に応じた話題を盛り込むなど、現状に応じた講話を実施して少年の規範意識向上を図るほか、各種広報啓発活動、街頭補導活動、立ち直り支援活動等を通じ、インターネットや薬物等の有害性・危険性を呼び掛け注意喚起を行っていく。

●課題解決に向けた方向性

取組が優秀な団体を表彰することによって、各団体の取組意欲の増進を図るとともに、宣言団体の取組事例に関する情報発信、防犯研修会の開催等、宣言団体への参加促進を図ることとしている。

●課題解決に向けた方向性

性暴力被害者支援に係る相談窓口については、引き続き24時間緊急対応可能な相談体制の継続や幅広い広報啓発活動を実施するとともに、多機関ワンストップサービス体制の構築に向けて、各種支援をハンドリングする「犯罪被害者等支援コーディネーター」について関係機関と協議のうえで導入を検討していく。

●課題解決に向けた方向性

暴力団壊滅のためには、取締りと暴力団排除活動により暴力団の人的・物的基盤と資金源に打撃を与える各種対策が必要不可欠であり、被害者に対する保護対策の徹底や暴力団関係者（社）等に対する情報収集を徹底することにより、潜在化している暴力団犯罪を1件でも多く解明して事件検挙につなげる。また、研修会やキャンペーン活動、講話等の回数を増やすなどして、県民に対して暴力団排除の機運をさらに浸透させていく。

v	来日外国人犯罪対策	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>来日外国人犯罪に対する捜査能力の向上を目的とした教養については、部内通訳要員に対する本県や他県警での語学研修会・民間教育施設における講義を受講させるなどして一定の成果を得られたが、さらなる向上が必要である。在留外国人に対する犯罪被害防止等を目的とした講習会等については、定期的に実施しており一定の成果は認められる。今後も技能実習生等の外国人材受け入れ拡大により外国人の増加が予想されることから、より一層の組織体制の充実と外国人対象の広報啓発活動の強化が課題である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>増加する外国人の安全確保及び外国人犯罪への適切な対処のためには、外国语による意思疎通が必須であることから、部内通訳人の能力向上・民間通訳人の充実化・外国人対応に関する部内教養等を継続して推進し、組織としての外国人対応能力の維持・強化を図っていくとともに関係部門と連携した広報啓発活動を実施する。</p>
vi	薬物銃器犯罪対策	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>各種キャンペーンや県警ホームページを活用した薬物乱用防止及び銃器根絶の広報啓発活動を継続した結果、県民からの情報提供により、事件検挙に結びつくなど一定の効果が認められた。一方、近年の傾向として、若年層を中心とした大麻乱用者が増加傾向であることから、徹底した取締りを継続する。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き効果的な取締りに努めるとともに、事件検挙等の広報を通じた犯罪抑止活動を推進する。また、広報啓発活動については、対象を大麻と若年層に重点を置いた効果的な活動を推進する。このほか、関係機関と連携して再犯者に対する再犯防止対策を実施していく。</p>
vii	サイバーセキュリティ意識の高揚に向けた情報発信及び広報啓発活動の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>サイバーセキュリティに取り組む産学官の機関・団体やサイバー防犯ボランティアと連携した対策を推進とともに、警察官等による企業・学校・自治会等に対するサイバーセキュリティ講話に取り組んだほか、SNS等を活用した広報啓発活動を積極的に実施した。サイバー犯罪は、個人・事業所ともに被害に遭うリスクがあるため、それぞれの対象に応じて広報啓発の内容を充実させること、また、官民一体となったサイバーセキュリティ環境を構築することが課題である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>産学官などの関係機関・団体との連携をより一層強化し、業種に応じたサイバー犯罪被害防止に資する広報啓発を実施するとともに、個人向けには年代や知識レベルに応じた広報啓発活動を推進する。</p>

4. 令和7年度見直し内容及び令和8年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事業事業名	令和7年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和7年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「-」と記載	令和8年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i ii	○	1	地域安全活動推進事業	事業を構成する「高齢社会総合対策推進事業」について、ニセ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に関する広報啓発動画・画像によるSNS広告事業を新規事業として実施予定である。	②	SNSを悪用した新たな手口の詐欺被害が急増するなど、急速に変化する犯罪形態に的確に対応していく必要があることから、従来の広報啓発事業に加え、県内のSNS利用者を対象としたアプリ内バナー広告やインストリーム広告を活用した広報啓発事業など、デジタル社会に適応した効果的な犯罪抑止対策を推進していく。	拡充
			-				
			生活安全企画課				
取組項目 i		2	少年非行防止対策事業	全国的に、犯罪実行者募集情報（闇バイト）への応募や大麻の乱用が問題となっているため、全国の検挙事例や非行に至った要因を紹介するなどして、犯罪実行者募集情報（闇バイト）や薬物の危険性を訴え、非行防止教室の充実を図っていく。 併せて、非行少年の総量を押し上げる要因となっている万引きなどの初発型非行の防止についても、引き続き啓発を行っていく。	②	受講者の理解度や効果を検証し、その結果を踏まえて講話方法等の見直しを行い、インターネットや薬物の有害性・危険性が強く印象に残るような効果的な非行防止教室の開催に努める。 また、各種キャンペーンやSNSを活用した広報啓発活動のほか、街頭補導活動時に非行防止に関する指導を行い非行防止を図る。	改善
			-				
			生活安全企画課				
取組項目 ii		3	防犯まちづくり推進事業	「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」事業は、県民（自治会、老人会等）が多く防犯活動に取り組むことができるよう、引き続き、日常生活を通じて見守りを行う「ながら見守り」を活動内容に盛り込むとともに、各種広報媒体を通じて活動の活性化、まちづくり宣言の周知を図り、一層の自主防犯活動への参加を促すこととした。	①	本事業は、自治会や老人会、事業所等が参加する「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言事業」と、事業所登録制の「防犯・交通安全パートナー事業」の2事業によって推進しており、「安全・安心まちづくり」施策の推進における本事業の必要性は自主防犯活動の活性化の面から依然として高く、もし本事業を終了した場合は日常的なパトロールや見守りの減少により犯罪の抑止力が低下し、治安の悪化を招く恐れもあることから、令和8年度も引き続き事業を実施する。 なお、事業内容の見直しとして、上記2事業を合併させることにより「事務処理コスト低減」はもとより、「地域主体と企業主体の連携強化」「団体・事業所への広報強化によるモチベーション向上」などの効果が見込まれ、より一層の自主防犯活動への参加促進が図られる。	改善
			R3-7				
			交通・地域安全課				

取組項目 iii	4	犯罪被害者等支援対策事業費	性暴力被害者支援については、引き続き、国の夜間休日コールセンターを活用して、24時間緊急対応可能な体制を整えるとともに、被害相談への対応を図っていく。また、県内関係機関や県外有識者等を講師として招き、市町担当課の対応能力向上を目的とした会議を県警と連携の上で実施予定である。	②	本県においてはサポートながさきでの相談対応件数が年々増加しており、また、令和6年7月の警察庁通知（技術的助言）により「地方における途切れない支援の提供体制の強化」が求められている。 したがって、犯罪被害者全般における支援の更なる充実を図るため、国の方針に基づいて、支援をハンドリングする「コーディネーター」を導入するなど、多機関ワンストップサービス体制の構築を図る。	拡充
		R6-8				
		交通・地域安全課				
取組項目 iv	5	暴力団総合対策の推進事業	社会情勢の変化により犯罪手口が複雜・巧妙化している暴力団犯罪に的確に対処するため、実戦的な訓練や捜査手法等に関する教養を実施して捜査員の能力を向上させ、暴力団及び共生者等に対する取締りを効果的に推進する。また、不当要求防止責任者講習等研修会の開催、暴力団排除広報啓発活動の推進、暴力団犯罪被害者の保護対策、適切な情報提供を行うことにより、県民・企業・行政機関に対する適切な支援を行い、官民一体となった暴力団排除活動を推進する。	②⑨	暴力団の勢力数を減少させるために、これまでの暴力団及び共生者等に対する取締り活動に加え、潜在化している暴力団犯罪の事件検挙を推進する。また、各種研修会やキャンペーン活動をはじめ、幅広い機会を通じて広報啓発活動を実施して、暴力団排除の社会機運をさらに醸成し、官民一体となった暴力団排除活動を推進する。	改善
		—				
		組織犯罪対策課				
取組項目 v	6	来日外国人犯罪対策の推進事業	来日外国人に係る犯罪被害の防止を目的として、各種会議、講習会等を通じた防犯・交通に関する教養・広報啓発活動や外国人を雇用する企業担当者等への管理者対策の強化、関係機関との連携、併せて実情に応じた形での語学研修会の開催や部内通訳人の積極的な現場派遣により実戦経験を積ませるなどして部内通訳人の体制・能力の強化を図っていく。また、来日外国人からの相談等に対して、より相手方のニーズに応じた形で対応していくため、入国管理局や県外国人相談窓口等の関係行政機関との連携を強化して、効果的に本事業を推進していく。	②⑨	外国人の受入拡大に伴い、今後も県内の来日外国人の増加が予想されることから、警察組織全体の外国人対応能力の向上を図るため、語学研修会の開催回数の増加や、より実態に即した開催内容への刷新、長期的な通訳体制の確保に向けた部内通訳人の育成や、民間通訳要員の確保に向けた取組を積極的に推進する。また、関係機関・団体等と連携し、在留外国人との共生に向け、犯罪被害の防止、交通事故防止、日本国における法律遵守等、日本で生活する上での不安全感等の除去や共存意識の醸成等が図られるよう、通訳人を帯同した広報啓発活動など、より効果的な形で事業を推進していく。	改善
		—				
		組織犯罪対策課				
取組項目 vi	7	薬物・銃器対策推進事業	薬物・銃器事犯については、態様が多様化・潜在化しており、近年、若年層を中心に大麻乱用者が増加していることから、これら事犯に対する取締りを強力に推進するとともに、事案対処能力の向上に向けた教育を実施する。また、薬物・銃器の根絶に向けた県民の意識を醸成し、若年層への薬物事犯の浸透を阻止するとともに、警察捜査への協力を確保するため、これまでのキャンペーンに加え、若年層に向けたSNS発信を行い、より効果的な広報啓発活動を推進していく。	②⑨	薬物・銃器の根絶に向けた県民の意識を醸成し、若年層への大麻事犯の浸透を阻止するとともに、警察捜査への県民の協力を確保するため、従来のキャンペーンに加え、若年層が多数集まるスポーツや音楽などの各種イベントにおいてキャンペーンを行うなど、より効果的な広報啓発活動を推進していく。また、薬物乱用者を対象として再び乱用することを防止するための活動を推進する。	改善
		—				
		組織犯罪対策課				
取組項目 vii	8	薬物乱用対策費	急増する大麻事犯の背景としてSNS等で誤った情報等が氾濫している実態をふまえ、内容を充実させた啓発資料を作成し、薬物乱用防止指導員をはじめ積極的な活用を広く周知し、薬物乱用防止教室の充実化を図る。また、未成年者の検挙者には学校に在籍していない少年や無職少年等も含まれるため、薬物乱用防止啓発に触れる場所や機会をとらえ、より広く啓発活動を推進する。	②	大麻等による薬物事犯は後を絶たない状況であることから、より早い段階から薬物に対する正しい知識の普及を図り、薬物乱用をしない固い意志を身につけさせるため、学校における薬物乱用防止教室を充実させ、若年層を中心とした啓発活動を継続して実施する。また、学校に在籍していない少年たちに対する啓発として、労働関係団体等への働きかけやイベントの活用など、薬物乱用防止に関する啓発に触れる機会を提供するための手法や機会をあらたに検討し、薬物事犯の未然防止に努める。	改善
		S48-				
		薬務行政室				
取組項目 viii	9	サイバー犯罪対策推進事業	サイバーセキュリティボランティアがない地区等における参加獲得活動を実施するなど、同ボランティアの拡大活性を推進する。	⑨	産学官などの関係機関・団体との連携をより一層強化し、業種に応じたサイバー犯罪被害防止に資する広報啓発活動を実施するとともに、個人向けには年代や知識レベルに応じた効果的な広報啓発活動を推進し、事業者及び若い世代から高齢者を含む県民全体のサイバーセキュリティの向上を図る。	改善
		H12-				
		サイバー犯罪対策課				

注：「2. 令和6年度取組実績」に記載している事業のうち、令和6年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができるか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができるか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができるか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができるか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出しているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点